

記者発表資料
令和4年2月9日
林業振興課地域林業振興班
電話：022-211-2914

「野生きのこ」の出荷制限指示について (登 米 市)

令和4年2月9日付けで原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づき，原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から宮城県に対し，登米市における野生きのこの出荷制限が指示されました。

今回の指示に基づき，登米市並びに市場等流通関係者に対し，野生きのこの出荷を行わないよう改めて要請しました。

なお，県では，基準値を超える特用林産物が流通しないよう，引き続き出荷前の検査を徹底してまいります。

【基準値を超過した野生きのこの検査結果】

単位：ベクレル/kg，放射性セシウム合算値

市町村	品 目	採取年月日	検査年月日	測定値	基準値	検査機関
登米市	野生きのこ (シロシメジ)	令和3年11月4日	令和3年11月8日	130	100	(株) 理 研分析セ ンター

注) 登米市に対しては，R3.11.8に出荷自粛を要請しています。